

大阪市城東区 学生地域貢献団体 規約

第1条(名称)

本団体は「城東区学生地域貢献グループ(仮称)」と称する。

第2条(目的)

本団体は、大阪市城東区をフィールドとし、地域の活性化と社会貢献を目的として、地域住民との交流や地域課題の解決に取り組む学生によるグループ活動を行う。

第3条(活動内容)

本団体は以下の活動を行う:

1. 地域イベントの企画・運営
2. 防災啓発活動の支援・協力
3. 子ども・高齢者を対象とした交流支援活動
4. 環境美化やまちづくりに関する活動
5. その他、城東区の活性化に資する社会貢献活動

第4条(参加資格)

本団体の活動に参加できるのは、次の条件を満たす者とする。

1. 高校生以上の学生(大学生・専門学校生等を含む)であること
2. 本団体の目的に賛同し、積極的に活動へ参加する意思があること

第5条(会員)

1. 所定の申込フォームにより加入申請を行い、団体の承認を受けた者を会員とする。
2. 会員は原則として無償で活動に参加する。ただし、必要経費が発生する場合は別途協議の上、実費負担を求めることがある。

第6条(役員)

本団体には以下の役員を置くことができる。

代表(1名)

副代表(若干名)
会計(1名)
広報・記録係(若干名)

※役員は話し合いにより選出し、役割分担を明確にして活動を運営する。

第7条(会議)

1. 活動計画・報告・意思決定のため、定期的にミーティングを実施する。
2. 会員は可能な限りミーティングへ参加するものとする。

第8条(退会)

1. 会員は本人の意思により退会することができる。
2. 団体の趣旨に反する行為や、継続的な参加の意思が認められない場合、運営側の判断により退会を勧告することがある。

第9条(個人情報の取り扱い)

会員から取得した個人情報は、活動運営および連絡目的以外には使用しない。

第10条(その他)

本規約に定めのない事項については、団体内で協議の上、必要に応じて随時これを定める。